

障害者権利条約対日審査総括所見を受けて

1 基本的な考え方について

国際連合において平成18年(2006年)に採択され、我が国が平成26年(2014年)に批准した障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)の初回対日審査が令和4年(2022年)8月に実施され、その総括所見が同年9月に公表された。

(一社)全国手をつなぐ育成会連合会(以下「本会」という。)は、今般の総括所見で示された勧告・要請の方向性は全体として目指すべき重要な方向性を示しており、これに賛同する。ただし、その実現に向けては知的・発達障害のある人や子ども(以下「知的障害者」という。)本人を中心として、家族や支援者、行政や地域住民を交えた十分な議論の積上げや、丁寧で着実な段取りの構築が不可欠と考える。

今回の総括所見により、我が国の障害者施策が進むべき方向性が示されたことを受け、政府をはじめとする関係機関には、我が国の実状を踏まえて「早期に実現可能な取組み」に着手するとともに、「実現に向けた課題や必要な支援を明確化すべき取組み」についても、早急に議論を開始するよう求める。

2 とりわけ知的障害に関連する分野について

権利条約においては、特に第12条(法の下での平等)、第19条(地域生活)、第24条(教育)、第28条(相当な生活水準)が知的障害に関係の深い分野として挙げられる。それぞれにつき、現時点における本会の考え方を示す。

なお、現段階では対日審査総括所見の公定訳が示されていないこともあり、今後公定訳が公開された際には、他の条文も含めた総括所見への考え方を示すこととする。とりわけ、津久井やまゆり園における殺傷事件への包括的な対応に関すること、第17条(個人をそのままの状態で保護すること)で勧告された旧優生保護法における優生手術の被害者に対する補償制度改正などについては、強い関心を寄せていく。

(第12条関係)

第12条関係では、代理代行的な意思決定体制の廃止を視野に入れ、障害者本人の自律性、意思、選好を尊重する支援付き意思決定メカニズムを確立すること

が勧告されたことが、我が国ではすでに令和4年6月から成年後見制度のあり方を抜本的に見直す議論が始まっており、こうした取組みを高く評価する。

知的障害者は長期にわたって成年後見制度を利用する可能性があるため、成年後見制度が発足した経緯を踏まえつつ、成年後見制度だけに頼ることなく、真に利用しやすい権利擁護の仕組みが確立されることを期待するとともに、本会においても取り組んでいく。

(第19条関係)

第19条関係では、障害児を含む障害者の施設収容廃止、グループホームを含む特定生活施設に住むことを義務づけられないようにすること、地域自立生活への移行に関する期限付きの目標、人材、技術、資金を伴う法的枠組みおよび国家戦略の策定と都道府県への義務付けなどが「強い要請」として示された。

こうした方向の実現に向けては、まず知的障害者本人が「どこで誰と暮らしたいか」を意思決定するための支援、その人らしい「暮らしぶり」を選びとれるような選択肢や手立てを増やすための方策が不可欠である。また、入所施設の廃止に向けては、現に入所施設が担っている(担うべき)機能・役割(大きく生活が崩れた際の立て直しや、行動障害や医療的ケアなどへの専門支援の提供、短期入所の実施など)を明確化した上で、それらの機能・役割を地域で十分に継承できる施策の実施が必要である。

(第24条関係)

第24条関係では、分離された特別な教育をやめること、インクルーシブ教育を確保するための合理的配慮が保証されること、教育関係者へ障害者の人権モデルに関する認識を高める研修を行うことなどが「強い要請」として示された。

これについても、基本的には第19条と同じく、障害児と保護者がその子にとってより良い「学び方」を選びとれるようにすることが重要である。インクルーシブ教育を受けることが権利であって義務ではない点は十分に認識されなければならない。保護者によっては特別支援学校や特別支援学級へ「社会的に守られている」という安心感を求めている面もある。ただし、教育場面における分断が将来にわたっての分断につながる可能性が高いことは事実であり、学びの場を分けるのではなく、インクルーシブ教育の実現を目指す中で個々の障害児の学びの保障を実現する方策を講じることが望まれる。その際には、特別支援学校や特別支援学級が担っている(担うべき)機能・役割(個別の教育支援ニーズを充足するための手厚い教員配置や学校設備、専門免許と研修体制、少人数対応など)を明確化した上で、それらの機能・役割を地域で漏れなく提供できる教育体制とすることが必要である。

(第28条関係)

第28条関係では、障害者に適切な生活水準を保証するため社会的な保護制度を強化すること、障害者団体と協議の上で障害年金の額に関する規定を見直すことが勧告された。

特に中重度知的障害者の生活水準は障害基礎年金によって大きく左右されることから、政府には早急に本会を含む障害者団体と障害基礎年金のあり方について協議することを求める。

3 今後に向けて

対日審査総括所見で示された勧告や要請、とりわけ第19条、第24条関係の要請を実現していく際には、知的障害者本人の主体性を尊重した上で、意思決定支援を前提として、その人らしい「暮らしぶり」「学び方」を選びとれるような選択肢や手立てを豊かにしていくことが重要である。

そのためにも、本会としては従来の基本的な活動方針が保護的に過ぎた面がなかったかどうかを検証し、諸外国の状況も把握しながら、重度知的障害児は特別支援学校でないと対応できない、親がいなくなったら入所施設が安心であるといった発想を転換し、今回の対日審査総括所見を今後の取組みの方向性としつつ、本人の主体性やチャレンジの機会を尊重する方向性を基本としたい。

令和5年(2023年)2月

(一社)全国手をつなぐ育成会連合会
代表理事(会長) 久保 厚子